

湘南支部推薦理事に関する規約

第1条(総則)

この規約は、神奈川県行政書士会(以下、本会という)役員等選出規則第2条第3号1に基づき、神奈川県行政書士会湘南支部(以下、支部という)が本会に推薦する理事候補者(以下、支部推薦理事候補者という)の選出方法等に関して適用する。

第2条(選出決議)

幹事会は、支部規則第14条第5項4号により、支部会員の中から支部推薦理事候補者を選定しなければならない。

2. 支部推薦理事の選出は、現任の支部推薦理事の退任(任期満了、辞任及び死亡)を前提として行うこととする。

第3条(自己推薦)

支部会員は支部推薦理事候補者として、自らを幹事会に対して推薦すること(以下、自己推薦という)ができる。

2. 自己推薦の条件は次のとおりとする。

行政書士登録をした日から満3年以上経過していること。

神奈川県行政書士会会則第9条に定める会費の滞納のないこと。

神奈川県行政書士会会則第14条第1項第1号及び第2号に該当しないこと。

3. 自己推薦をする会員(以下、自己推薦者という)は、次の各号により自己推薦を行わなければならない。

提出期間 : 第2条第2項に規定する支部推薦理事候補者の選出をすべき年の3月1日から3月15日までの間

提出書類 : 自己推薦書

宛 先 : 幹事会

提出先 : 総務部長

第4条(選出方法と基準)

幹事会は、前条に規定する自己推薦者及び幹事会として推薦する支部推薦理事候補者(以下、幹事会推薦者という)の中から支部推薦理事候補者を選定する。

2. 支部推薦理事候補者は、支部が推薦するとともに、本会理事会の構成員なので、品位、能力、経験を有する者をその選定の基準とする。

第5条(通知及び報告)

幹事会は、第2条第1項により支部推薦理事の選定した時は、その結果を自己推薦者及び幹事会推薦者に通知することとする。

2. 支部会員への報告は、定時総会においてこれを行うこととする。

第6条(候補者名簿の提出)

本会役員等選出規則第2条第3号2により、支部長は4月末日までに支部推薦理事に関する候補者名簿を本会会長に提出しなければならない。

第7条(余事項)

この規約に定めのない事項であって必要な事項は、幹事会においてその都度これを定める。

附則

1. この規約は平成18年12月2日より施行する。

2. この規約は幹事会の承認により改廃する。

自己推薦書

平成 年 月 日

湘南支部 幹事会 御中

湘南支部推薦理事に関する規約第3条の規定により自己推薦書を提出します。

氏名 _____ 印

生年月日	昭和 年 月 日
登録番号	第 号
入会年月日	昭和・平成 年 月 日
事務所所在地	〒
電話番号	() -
FAX番号	() -
メールアドレス	
自己推薦理由	

- (注) 1. 自己推薦理由に関し用紙のスペースが不足する場合は任意の用紙をご使用ください。
2. 自己推薦書に記載された個人情報は支部推薦理事の選出検討のみに使用します。